

低未利用土地等チェックリスト

	チェックリスト	No.	要件及び提出書類	様式等
低未利用土地等であることを確認	<input type="checkbox"/>	1	譲渡(売買)者が個人である。	①-1
	<input type="checkbox"/>	2	当該土地が都市計画区域内に存している。	①-1
	<input type="checkbox"/>	3	売買契約書(写し)がある。	
	<input type="checkbox"/>	4	低未利用土地等であることを確認できる書類があるか。(※1) 1) 三豊市が運営する空き地・空き家バンクへの登録が確認できる書類がある。 2) 宅地建物取引業者が、現況更地、空き家・空き店舗である旨を記した広告を出している。 3) 電気、水道、ガスの使用中止日が土地の売買契約よりも1ヶ月以上前である。 4) 上記1)～3)の書類が提出できない場合 ・宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨の確認。 ・当該地の現況用途が確認できる2方向以上からの写真の添付し、ヒアリング等を行い、低未利用土地等であることを確認。	①-2
譲渡後の利用についての確認	<input type="checkbox"/>	5	必要事項がすべて記述されている確認。(各様式) ・宅地建物取引業者の仲介により譲渡(売買)した場合。 ・宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡(売買)した場合。 ・上記2項目について確認できない場合、宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認。	②-1 ②-2 ③
	<input type="checkbox"/>	6	譲渡後の利用がコインパーキングではないことを確認。 (令和5年1月1日以降に売買契約を行った土地の譲渡後の利用がコインパーキングである場合、本特例措置の適用対象外となるので注意。)	//
その他の要件の確認等	<input type="checkbox"/>	7	令和2年7月1日から令和10年12月31日までに土地売買契約を行っていることを確認(土地売買契約書の写し)	
	<input type="checkbox"/>	8	低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の合計が500万円を超えないこと。 (土地売買契約書の写し)	
	<input type="checkbox"/>	9	売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えることを確認。(登記事項証明書)	
	※1		農地の場合は、農地法第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当することを確認(農業委員会に問い合わせること)	